令和６年度　エネルギー産業創出促進事業補助金

公　　募　　要　　領

**「府内企業による研究開発等」　編**

* エネルギー産業創出促進事業補助金の対象となる事業のうち、今回募集するのは**「府内企業による研究開発等」**に関する事業となります。「事業化調査検討支援」及び「デジタル技術関連ビジネスの実証実験」に関する事業の募集については別途ご案内します。

**１　事業の趣旨**

　　　エネルギー産業創出促進事業補助金（以下「本補助金」といいます。）は、蓄電池、水素・燃料電池及び再生可能エネルギー（注１）等に関する技術について、大阪・関西の関連産業における事業化を促進し、国際競争力を高めるため、研究開発やデータ収集・試験分析・評価等の取組みに必要な経費の一部に対して、補助を行うものです。

|  |
| --- |
| （注１）再生可能エネルギーとは、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスとします（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令[平成21年政令第222号]第４条）。 |

**２　公募する補助事業の内容**

**（１）対象となる補助事業**

今回、本補助金のうち「府内企業による研究開発等」の交付の対象となる事業（以下「補助事業」といいます。）は、府内企業が実施する上記の趣旨に沿った次のような事業とします。

ア　蓄電池、水素・燃料電池やその材料・部材、あるいは蓄電池、水素・燃料電池を活用した製品等の研究開発、試作開発

　　　イ　再生可能エネルギーに関する製品やその材料・部材等の研究開発、試作開発

　　　ウ　上記の製品等の研究開発、試作開発の一環で実施する実証実験（科学的データの取得・解析を行うもの）

エ　その他上記に準ずるもので本補助金の事業目的に沿うもの

※　実用化や事業化に欠かせないデータ収集・試験分析・評価等を含みます。

　【対象事例】

・リチウムイオン電池、燃料電池等の材料・部材の開発

・水素ステーションの構成機器や部材の開発

・使用済リチウムイオン電池のリユース関連技術（蓄電池診断器等）の開発

・太陽光や風力発電等の技術や材料・部材の開発

【留意点】

補助事業の基本的な考え方は、下記のとおりです。

・蓄電池、水素・燃料電池及び再生可能エネルギー等に関する事業化に向けた取組みが補助対象であり、新商品・新技術・新サービス等の開発・実証実験やそれらに伴う試験分析・評価（既存製品・技術等の改良を含む）である必要があります。

・補助事業に付随するIoTやAI等の制御・ネットワーク技術の開発、大型蓄電池システム試験評価施設（NLAB）等での電池の試験分析・評価も補助対象です。

・既に商品化されている事業や、機械装置等の購入費用の占める割合が高い等、設備投資が主たる事業とみなされる場合は補助対象となりません。ただし、既に商品化されているものであっても研究改良要素がある場合は、補助対象となります。

**（２）補助金額、補助率**

ア　補助金額

事業１件につき、５００万円を上限とします。

イ　補助率

＜中小企業者（注２）＞

補助対象経費の２分の１に相当する金額以内です。

＜それ以外の事業者＞

補助対象経費の３分の１に相当する金額以内です。

|  |
| --- |
| （注２）中小企業者とは、中小企業基本法（参考資料）第２条第１項第１号から４号に規定する企業とします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する企業は除きます。(1) 発行済み株式の総数または出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有する企業(2) 発行済み株式の総数または出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有する企業(3) 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占める企業 |

【留意点】

大阪府の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助事業に採択された場合でも、精査等の結果、申請された補助金交付希望額を減額して交付決定する場合があります。

**（３）他の補助金等との関係**

同一の取組みを他の補助金や助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、応募することはできません。

　上記の補助金や助成金等に申請中又は申請する予定がある場合は、応募の際、事業計画書にその旨の記載が必要です。

**３　補助事業の実施主体（応募できる方）**

**（１）補助事業の申請者**

申請者は、次のア又はイのいずれかに該当する府内企業に限ります。

ア　大阪府内に主たる事業所等を有する事業者

イ　補助金の交付決定までに大阪府内において創業を計画している者

【留意点】

補助事業に関しては、基本的に府内で行っていただく必要があります（外部試験研究機関等へのデータ評価・試験分析等に係る委託は除きます）。

**（２）応募資格・審査要件**

社会通念上、交付を受けるのにふさわしくない次に掲げる者は、応募することができません。

ア　直近３事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者

イ　地方税及びその附帯徴収金を完納していない者

ウ　宗教活動や政治活動、国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を目的にしている者

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

オ　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

カ　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

また、次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

キ　提出書類に虚偽の記載があった場合

ク　本要領に違反又は著しく逸脱した場合

ケ　その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

**４　補助対象経費**

補助対象となる経費は、表１のとおりです。

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象です（※専ら補助事業の実施に必要な経費に限ります）。

**また、補助金の額の算定にあたり千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。**

表１　補助対象経費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業区分 | 経費区分 | 細目 | 補助対象経費の内容 |
| 府内企業による研究開発等 | 研究開発費 | 開発事業費 | 原材料費、消耗品費、機械装置又は工具・器具の購入・試作・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費、外注加工費、市場調査等に要する経費 |
| 開発委託費（留意点(2)参照） | 共同研究費、研究開発の一部を委託する経費 |
| 開発事務費（上記の開発に係るもの） | 企業・共同研究機関・外部有識者等への謝金・旅費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、展示会出展等に係る経費、弁理士の手続き代行費用などの知的財産権取得に関連する経費、その他経費　 |
| 試験分析費 |  | データ収集、試験分析、評価等に係る経費 |
| 実証実験費 |  | 実証実験に係る費用 |

【留意点】

(1)補助の対象外となる経費

人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入費用、販売促進費用、その他公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用。また、交付決定日より前に発注や契約行為を行ったもの。

(2)外部委託の制限

補助事業は、応募事業者が主体となって実施していただく必要がありますので、**「開発委託費の補助額は、研究開発費の補助額の２分の１以内」**つまり、**「開発委託費のうち、他の研究開発費（開発事業費及び開発事務費）の合計を上回る金額は補助の対象外」**という制限を設けています。例えば、開発委託費が300万円、他の研究開発費（開発事業費及び開発事務費）の合計金額が200万円の場合、開発委託費のうち200万円は補助の対象となりますが、残りの100万円は対象外となります。

**５　補助事業実施期間**

交付決定日から令和７年３月31日（月曜日）までとします。

【留意点】

本補助金の交付は、原則として補助事業完了後の精算払いとなります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。補助事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した事業報告書をご提出いただき、大阪府においてその内容を検査の上、補助金を交付します。なお、検査の結果次第では実際の交付額が交付決定額を下回ることがありますので、ご了承ください。

**６　応募方法**

**（１）応募書類の配布及び受付**

ア　配布期間

令和６年３月25日（月曜日）から令和６年４月25日（木曜日）まで

イ　配布方法

産業創造課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/soshutsusokushinhojo/index.html>）からダウンロードしてください（直接の受け渡し、郵送による配布は行いません）。

ウ　受付期間

**令和６年４月19日（金曜日）から令和６年４月25日（木曜日）まで**

エ　提出方法

（２）の提出書類一式を、**令和６年４月25日（木曜日）午後６時必着**で、以下の宛先あてに**郵送**してください。提出書類をご持参いただくことが可能な場合は、以下の宛先に令和６年４月25日（木曜日）午後６時までに、直接ご持参ください。

　＜宛先＞

　　 大阪府 商工労働部 成長産業振興室 産業創造課　グリーンビジネスグループ

　　 「令和６年度　エネルギー産業創出促進事業補助金

（府内企業による研究開発等）」担当者宛て

　 　住所：〒559－8555

　　　　　 大阪市住之江区南港北１丁目14－16

　　　　　 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階

**※　郵送発送時に、必ず電話で発送した旨のご連絡をお願いします。**

**また、提出書類をご持参される場合は、必ず事前に、来庁日時を電話でご連絡いただくようお願いします。**

　　　（ご連絡は、土日・祝日を除く、午前９時から午後６時まででお願いします。）

　＜電話番号＞　06-6210-9269

※　提出書類の到達の確認後、補助金交付申請書（エネルギー産業創出促進事業補助金交付要綱「以下「交付要綱」といいます。」様式第１号、別紙１事業計画書含む）の電子データのメール送付を、大阪府から申請者（代表者）の担当者のメールアドレスあてに依頼しますので、依頼連絡を受けた後にご送付ください。

オ　費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

**（２）提出書類**

下記の書類をご提出ください。

ア 補助金交付申請書（交付要綱様式第１号）

イ 事業計画書（交付要綱様式第１号別紙１）

ウ 添付書類

ａ　法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書（３か月以内のもの）

個人の場合は開業届出の写し及び印鑑証明書（３か月以内のもの）

ｂ　直近２年間分の決算関係書類（財務諸表、個人事業主の場合は所得税確定申告書）

ｃ　「３　補助事業の実施主体（応募できる方）」（２）ア及びイに係る納税証明書

（次のA及びB）

　(A)府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書

　(B)税務署発行の納税証明書（その３の３）未納の税額がないことの証明書

ｄ　事業や法人の紹介パンフレット等

ｅ　要件確認申立書（交付要綱様式第１－２号）

ｆ　暴力団等審査情報（交付要綱様式第１－３号）

※　提出部数は各１部です。「ウ　添付書類」のうち、ａの登記簿謄本、現在事項全部証明書及び印鑑証明書並びにｃについては原本が必要です。それ以外の書類はコピーでも可とします。提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、審査結果に関わらず返却できません。

　　　※　「ウ　添付書類」ｆの記載内容については、大阪府補助金交付規則（以下「規則」といいます。）第４条第２項第３号の規定に基づき添付いただくもので、規則第２条第２号イに該当しないことを審査するため、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部へ提供することがあります。

**（３）本事業の説明会**

ア　公募説明会

　　産業創造課ホームページにてYouTube配信により行いますので、申請をご検討の方は、可能な限りご視聴をお願いします。

　　　［日　時］令和６年３月25日（月曜日）午後２時から令和６年４月25日（木曜日）午後６時まで

　　　［URL］<https://youtu.be/xQ4XkWJAuO8>

イ　事業説明会

　　本事業の周知促進を図るため、経済団体や金融機関などの産業支援機関、大学等研究機関、国・地方公共団体に対して、個別に事業説明を行う場合があります。

**（４）質疑応答**

　質問は、電子申請システムにて受け付け、後日、産業創造課ホームページにて質問内容及び回答を公開します。事業説明会や報道機関への対応を除いて、対面、電話、メール等での対応はいたしません。なお、事業説明会や報道機関への対応の中で生じた、共有すべき質問・回答については、同様に産業創造課ホームページにて質問内容及び回答を公開します。

　　　［質問受付期間］令和６年３月25日（月曜日）午後２時（説明会YouTube配信開始日時）から

令和６年４月11日（木曜日）午後６時まで

　　　［質問方法］大阪府行政オンラインシステムによりご質問ください。

（<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/7ddcc808-33ff-4470-91c1-050791c1735b/start>）

　　　［回答方法］質問への回答は産業創造課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/soshutsusokushinhojo/index.html>）に掲示し、個別には回答しません。

**（５）応募の取下げ**

　応募後に他の補助金や助成金等の交付を受けることが決定した等の理由により、応募を取り下げる場合は、書面により届け出てください。11ページに、取下届出書例を掲載しておりますので、参考にしてください。

**７　審査**

**（１）審査方法**

専門家により構成された審査会を令和６年５月上旬～中旬（予定）に開催し、応募企業から事業計画書に基づきプレゼンテーションをしていただきます。審査会では、下記の審査項目を中心に審査します。

＜審査項目＞

ア　研究開発等の目的・課題等が明らかにされており、それを踏まえた適切な目標設定がされているか。【25点】

イ　研究開発等の内容が既存技術に対して明確な優位性を持つものか。【25点】

ウ　事業化にあたり、市場ニーズや規模が十分考慮されているか。【20点】

エ　事業実施体制及びスケジュールについて、提案内容に実現性があるか。【15点】

オ　事業金額及び積算が提案計画内容に見合った内容であるか。【15点】

なお、中小企業者以外の者（大手・中堅企業）に対しては、社会・経済発展への貢献を期待し、審査において、研究開発等の「社会的課題解決への貢献度合い」や、「事業化による市場創出・拡大の可能性」などにも着目します。

また、審査会において、委員の得点平均が60点に満たなかった事業は選定しないものとします。

**（２）期待する補助事業のレベル**

　　　中小企業者には、自社の強みを十分に活かした特定部品の開発や品質改良等を求めます。

また、中小企業以外の者（大手・中堅企業）には、既製品の改良や部材の開発ではなく、社会的課題・ニーズを踏まえた上で、全く新しい製品や部材の開発や利活用分野の拡大などよりレベルの高いものを求めます。

**（３）審査結果**

審査の結果については、令和６年５月下旬（予定）に書面で通知します。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

**（４）採択事業の公表**

採択された補助事業については、令和６年５月下旬（予定）に、企業名、計画名称・事業計画概要等を大阪府ホームページにて公表します。

**８　採択後の手続き等**

**（１）採択後のスケジュール**

採択後、補助事業者を対象とした説明会を実施します。

**（２）補助事業の経費区分の金額の変更又は事業内容の変更**

　　以下に該当する場合は、事前に申請し承認を得る必要があります。

　　ア　補助事業の経費区分の金額の変更（２割を超えて増減する場合）

イ　事業内容の変更（事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除きますが、軽微な変更にあたるか否かは、大阪府が判断しますので、必ず事前にご相談ください。）

**（３）事業途中での中止や廃止**

　　真にやむを得ない場合以外は認められません。

**（４）状況報告**

　　補助事業の進捗状況についてご報告いただくため、令和６年12月16日（月曜日）までに補助事業遂行状況報告書を提出していただきます。ただし、補助事業を令和６年11月30日（土曜日）までに完了した場合は提出の必要はありません。

**（５）実績報告**

　　補助事業の実施結果についてご報告いただくため、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は令和７年４月10日（木曜日）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書及び経費支出根拠資料（見積書、請求書、納品書、通帳の写し等）を提出していただきます。

**（６）補助金の経理**

　　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度の終了後10年間保存してください。

　　加えて、取得価格又は効用の増加価格が１件あたり50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間の保管が必要です。

**（７）財産の管理及び処分の制限**

　　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格が１件あたり50万円以上）を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。

**（８）実施結果の進捗報告及び収益納付**

　　事業年度終了後５年間は、年度毎に補助事業に係る事業化状況について報告し、収益が生じたと認められる場合は、交付を受けた補助金額の範囲内の金額を大阪府に納付していただく場合があります。

**（９）成果等の発表・ＰＲ**

「７　審査」（４）採択事業の公表に加えて、補助事業実施中もしくは事業終了後、大阪府が主催する講演会、セミナー等の場で成果発表または情報提供をお願いする場合があります。

**（10） 府の施策への協力**

　　大阪府が運営するエネルギービジネス分野におけるオープンイノベーションを推進するための企業プラットフォームへの参画をお願いします。

**９　その他**

（１）チャレンジ応援資金（設備投資応援融資）―DX・カーボンニュートラル型―　のご案内

府内において事業を営んでいる中小企業者で、経営基盤の強化等に必要な設備を導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方を対象に、設備資金（設備に付随する運転資金を含みます。）を融資するものです。ただし、DX・カーボンニュートラルに関する資金に限ります。<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/246/00115458/20setsubi.pdf>

（２）本補助事業の実施に伴い大阪府が事業者から取得した個人情報は、以下の目的で利用します。

　　　・当該補助金の交付に係る業務での利用。

・大阪府が行う調査業務等での利用。

申請者の皆様へのお願い

本補助金はいわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

補助金に申請される皆様には、以下の点について充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただくようお願いします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に交付要綱、公募要領、ホームページ等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分ご理解ください。

2. 提出する書類や資料においては、いかなる理由があっても虚偽の記載や改ざんは認められません。

3. 不正行為があった場合、法や規程類に則り厳正に対処します。

4. 不正行為が認められたとき、当該補助金に係る交付決定の全部又は一部の取消を行うとともに、受領済みの補助金額に加算金（年利１０．９５％）を加えた額を返還していただきます。

5. 不正行為を行った申請者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、大阪府から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執らせていただきます。

6. 悪質な不正の場合、刑事罰等の適用の可能性について、所轄警察署に相談する場合があります。

申請から補助金受領までの主な流れ（予定）

**〔応募事業者〕**

申　請

〔大阪府〕

受　付

令和６年４月19日（金曜日）から４月25日（木曜日）

**〔補助事業者〕**

補助事業実績報告書提出

〔大阪府〕

完了検査

補助金額確定・交付

〔大阪府〕

補助事業採択・交付決定

**〔応募事業者〕**

事業計画プレゼンテーション

**〔補助事業者〕**

補助事業の実施開始

**〔補助事業者〕**

補助事業の完了

**〔補助事業者〕**

補助金受領

審査会

５月上旬～中旬頃

５月下旬頃

交付決定後

令和６年12月16日（月曜日）まで

令和７年３月31日（月曜日）まで

事業完了後30日以内又は

令和７年４月10日（木曜日）のいずれか早い日まで

**〔補助事業者〕**

補助事業遂行状況報告書提出

（取下届出書の例）

　　年　　月　　日

大　阪　府　知　事　　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

　　　　年度　エネルギー産業創出促進事業補助金に係る

補助金交付申請取下届出書

　　　　　年　　月　　日付けで、エネルギー産業創出促進事業補助金に係る補助金交付申請をしましたが、下記のとおり取り下げます。

記

１　事業名

２　理　由

＜参考資料＞

中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 　この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

２ 　この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

３ 　この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。

４ 　この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

５ 　この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。